

広島県告示第八百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十五年十一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名	新	旧	称	所在地	変更年月日
株式会社小松薬局 焼山北店	株式会社小松薬局 焼山北店	有限会社小松薬局 焼山北店	有限会社小松薬局 焼山北店	呉市焼山北一丁目七番七号	平成二十三年二月九日
株式会社小松薬局 本庄店	株式会社小松薬局 本庄店	有限会社小松薬局 本庄店	有限会社小松薬局 本庄店	呉市焼山本庄四丁目八番一三番	平成二十三年二月九日
なの花薬局 城町店	なの花薬局 城町店	関西薬局 城町店	関西薬局 城町店	三原市城町二丁目二番二二番	平成二十五年三月一日
なの花薬局 うきしろ店	なの花薬局 うきしろ店	関西薬局 うきしろ店	関西薬局 うきしろ店	三原市城町一丁目二〇番二九番	平成二十五年三月一日
なの花薬局 本町えびす店	なの花薬局 本町えびす店	関西薬局 本町えびす店	関西薬局 本町えびす店	三原市本町一丁目九番九号	平成二十五年三月一日
なの花薬局 宮浦店	なの花薬局 宮浦店	関西薬局 宮浦店	関西薬局 宮浦店	三原市宮浦五丁目一六番一〇番	平成二十五年三月一日
なの花薬局 セトピア店	なの花薬局 セトピア店	セトピア薬局	セトピア薬局	三原市城町一丁目一三番五番	平成二十五年三月一日
なの花薬局 三原日赤前店	なの花薬局 三原日赤前店	関西薬局 日赤前店	関西薬局 日赤前店	三原市東町二丁目八番八号	平成二十五年四月一日
一般社団法人三次地区医師会 休日夜間救急センター	一般社団法人三次地区医師会 休日夜間救急センター	社団法人三次地区医師会 休日夜間救急センター	社団法人三次地区医師会 休日夜間救急センター	三次市十日市東三丁目一六番一号	平成二十五年四月一日
一般社団法人三次地区医師会 三次地区医療センター	一般社団法人三次地区医師会 三次地区医療センター	社団法人三次地区医師会 三次地区医療センター	社団法人三次地区医師会 三次地区医療センター	三次市十日市東三丁目一六番一号	平成二十五年四月一日
重症児・者福祉医療施設 原	重症児・者福祉医療施設 原	重症心身障碍児施設 原	重症心身障碍児施設 原	廿日市市原九二六番地一	平成二十四年四月一日